

■「地域計画」とは

農業者や地域のみなさんの話し合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。

おおむね 10 年後を見据え、担い手を含め、農地所有者、地域住民などを交えて、話し合うことが重要です。

特に今後、地域で営農又は生活していく後継者などの若い方や女性の参加が大事です。

担い手がない地域では、地域計画にその旨を記載し、地域外から新たに農業を担う者を地域に呼び込むために活用しましょう。

■地域計画の策定までの流れ

以下の 1～7 の手順で進めます。

- 1 協議の場の設置・協議
- 2 協議の場の結果を取りまとめ・公表
- 3 協議の結果を踏まえ、地域計画（目標地図を含む）の案を作成
- 4 地域計画の案の説明会の実施・関係機関への意見聴取（座談会の開催）
- 5 地域計画の案の公告
- 6 地域計画の策定・公表
- 7 地域計画の実行・見直し

■地域計画策定のメリット

○10 年後の地域内の農地を「誰が耕作するのか」の見直しをつけることができます。

○地域内で進むべき農業の姿（何を、どのような栽培方法で）を定めることができます。

○今後、農業をしていく人が耕作しやすい農業（効率的な営農環境）に変えていくことができます。

○国の補助や支援を受けることができます。

■農地の貸借制度が変わります。

現在、農地の売買や貸借には、以下の 3 つの手続きがあります。

- ・農地法に基づく手続き
- ・農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）に基づく手続き
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく手続き

令和 7 年 3 月末で、農業経営基盤強化促進法に基づく手続きはできなくなり、農地法に基づく手続きと農地中間管理事業の推進に基づく法律に基づく手続きの 2 種類とな

ります。

なお、令和7年3月末以前に地域計画が策定された地域は、その時点からの農業経営基盤強化促進法に基づく手続きはできなくなります。

※農地バンク法に基づく手続きの場合、農地を借り受けるには、原則として、地域計画（目標地図）において地域内の農業を担う者として記載される必要がありますので、ご注意ください。